

## 出願資格

以下①～⑤のすべてに該当していること。

- ① 合計12年以上の学校教育を修了し、かつ18歳に達した者  
(日本語学校における修業年数は含まない)
- ② 日本語学校修了者または2023年3月末までに修了見込みの者
- ③ 日本語の能力について、下記【A～E】のいずれかに該当し、教科書記載日本語及び、本校の講義を十分に理解できる能力があると認められる者

- A. 財団法人日本語教育振興協会が認定し、法務大臣により告示されている日本語教育機関で1年以上のコースにおいて、継続して満6ヵ月以上の日本語教育を受け、出席・成績が良好な者（出席率85%以上）
- B. 日本語能力試験レベルN2（旧試験の場合2級）以上に合格している者
- C. B T J ビジネス日本語能力テストで400点以上を取得した者
- D. 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目で、聴解・聴読解・読解の合計が200点以上の者（試験結果の有効期間は2年）
- E. 日本の学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く）において、1年以上の教育を受けた者

- ④ 留学期間中の学費、生活費などについて十分な支弁能力があると立証できる者
- ⑤ 本校入学から卒業まで支障なく日本国に滞在できる「留学」在留資格を取得できる者

## アドミッション・ポリシー

- (1) 目標達成意欲が高く、成長したいという志を持つ者。
- (2) コミュニケーション力があり、誠実さと思いやりの心を持つ者。
- (3) 健康管理と自らを律する行動をとれる者。